

日本郵便株式会社的事業計画の概要

日本郵便株式会社
令和7年4月24日

事業計画の法的位置付け

- 日本郵便株式会社の事業計画は、日本郵便株式会社法第10条の規定に基づき、毎事業年度開始までに策定し、総務大臣に認可申請
(令和7事業年度事業計画は、令和7年3月27日 認可・公表)
- 事業計画の認可申請の際には、資金計画書及び収支予算書を添付
(日本郵便株式会社法施行規則第10条)

【参考：関係法令】

- 日本郵便株式会社法（抄）（平成十七年十月二十一日法律第百号）
(事業計画)

第十条 会社は、毎事業年度の開始前に、総務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 日本郵便株式会社法施行規則（抄）（平成十九年三月二十六日総務省令第三十七号）
(事業計画の認可の申請)

第十条 会社は、法第十条前段の規定により毎事業年度の事業計画の認可を受けようとするときは、当該事業計画に資金計画書及び収支予算書を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに総務大臣に提出して申請しなければならない。

2 前項の事業計画は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

- 一 業務運営の基本方針（法第五条に規定する責務の履行に係るものを含む。）
- 二 法第四条第一項から第三項までに規定する業務に関する計画
- 三 法第六条第二項の規定による届出の対象となる郵便局及び会社の営業所の設置及び廃止に関する基本的な計画
- 四 その他事業の運営に関する事項

3 会社は、法第十条後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第一項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した資金計画書又は収支予算書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。

令和7事業年度 事業計画の概要 — ①事業計画の構成

はじめに

…事業計画の前提を記載

第1 業務運営の基本方針

…令和7年度の業務運営の方針や取組を記載

第2 日本郵便株式会社法第4条第1項から第3項までに規定する業務に関する計画

…法の定める各業務ごとに概要を記載

第3 日本郵便株式会社法第6条第2項の規定による届出の対象となる郵便局及び会社の営業所の設置及び廃止に関する基本的な計画

…郵便局等の設置等に関する方針を記載

第4 その他事業の運営に関する事項

…上記以外の事業運営に関する事項（東日本大震災、令和6年能登半島地震等復興支援、災害等の緊急事態への対応、国際的な協調・連携）を記載

令和7事業年度 事業計画の概要 — ②主な記載事項

はじめに

- 郵便局ネットワークの水準を維持し、公益性・地域性を十分発揮するとともに、郵便局のサービスを更に便利なものにする事で、郵便局ネットワークの価値を向上させる。
- グループの最大の強みである郵便局ネットワークにより、グループ内で一体的なサービスを提供するとともに、グループ外の多様な企業等と連携することにより、お客さまと地域を支える「共創プラットフォーム」を目指す。

第1 業務運営の基本方針

- 非公開金融情報の不適切な利用事案を受け、法令遵守の徹底に向けて、必要な態勢を整備する。
- 法令に定める点呼業務を実施せずに配達業務を行った事案を受け、全国調査を踏まえた再発防止策を実行する。
- 各事業における成長戦略を推進していくため、NPS®を活用しながら、商品・サービスの改善等を通じて競争力を強化し、お客さまに選んでいただける企業へと成長する。

1 DX

- 郵便・物流事業において、「ゆうプリタッチ」の設置拡大等による差出利便性の向上、配達予告通知や置き配の促進等による受取利便性の向上及び再配達の削減、スマートフォン端末を活用した集配業務の効率化等を推進。
- 郵便局窓口事業において、タブレット型PCの配備や同端末で対応可能な業務の拡大、金融コンタクトセンターに接続できる郵便局の拡大等によるお客さまの利便性向上と働き方の変革等を推進。
- グループ共通のIDである「ゆうID」やグループ独自のポイントサービスである「ゆうゆうポイント」を通じ、お客さまの体験価値を向上。

2 人的資本経営

- 社員エンゲージメント調査の活用、適所適材配置の実現に向けた各種人事情報のデータ化・可視化、社員一人ひとりの価値を最大化するための評価の見直し、マネジメント変革を推進。
- ダイバーシティ、ハラスメントの根絶、健康経営に向けた取組を推進。
- 「社長通信」「郵便局未来会議」「日本郵便目安箱」の取組を通じ、社内コミュニケーションを充実。

令和7事業年度 事業計画の概要 — ②主な記載事項

第1 業務運営の基本方針

3 ESG経営

- EV車両の拡大やLED照明への切替え、再配達削減等、カーボンニュートラルに向けた取組のほか、「+エコ郵便局」の設置等により環境負荷の軽減を推進。
- 地方公共団体事務受託の推進、地域金融機関等との連携強化や郵便局窓口と駅窓口の一体運営等、地域やお客さまニーズに応じた多種多様な商品・サービスを展開。
- 法令等の遵守を大前提とした営業活動を推進するほか、部内犯罪や社員の不正の防止、お客さま保護、料金適正収納等の取組を継続し、ガバナンスを強化。

第2 日本郵便株式会社法第4条第1項から第3項までに規定する業務に関する計画

1 郵便の業務

- 利用ニーズの喚起や利便性向上により、郵便物の利用を促進。
- 郵便料金の見直しで増加する収益を元に、賃上げ、郵便物の利用促進、業務効率化に取り組むとともに、情報通信審議会における郵便料金に係る制度の在り方の議論の状況に応じて必要な対応を実施。

2 国内物流業務

- 収益拡大に向け、大手EC事業者との協業の加速、法人営業体制の強化、差出・受取利便性の向上、営業倉庫の拡大等に取り組む。
- 生産性向上に向け、DXの推進や機械処理の強化、次世代輸配送ネットワークの再編を推進。
- 協力会社とのコミュニケーションの深化、違約金の仕組みの運用見直し等に取り組む、更なる価格転嫁・取引適正化を推進。
- トナミホールディングス株式会社の株式の公開買い付けが成立した場合には、同社との協業により、物流分野における更なる付加価値の創出に取り組む。

令和7事業年度 事業計画の概要 ー ②主な記載事項

第2 日本郵便株式会社法第4条第1項から第3項までに規定する業務に関する計画

3 銀行窓口業務等 保険窓口業務等

- 非公開金融情報の不適切な利用事案を受け、法令遵守の徹底に向けて、再発防止策を継続的に実施するほか、グループ一体となり、お客さまから同意をいただくチャネルの拡大、同意を得た情報を適切に利用できるシステム環境の整備を推進。
- 「お客さま本位の営業活動」を徹底し、各商品・サービスの特徴を踏まえ、お客さまのニーズに沿ったご提案と丁寧なアフターフォローを行う、お客さま本位のコンサルティング営業に取り組む。

4 地方公共団体からの受託事務等

- 様々な地方公共団体事務の受託、デジタル支援等の時代の流れに対応した事務の受託、郵便局におけるマイナンバーカードの交付申請等の受託を推進。

5 不動産業務等

6 国際物流業務

7 その他地域住民の利便の増進に資する業務等

第3 日本郵便株式会社法第6条第2項の規定による届出の対象となる郵便局及び会社の営業所の設置及び廃止に関する基本的な計画

- 郵便局等の設置、新設、廃止等に関する方針を記載。

第4 その他事業の運営に関する事項

- 東日本大震災、令和6年能登半島地震等からの復興支援、災害等の緊急事態への対応、国際的な協調・連携に関する方針を記載。

令和7事業年度 事業計画 収支予算書

単位:億円

科 目	令和7事業年度 事業計画	(参考)令和6事業年度 事業計画	(参考)増減
営業収益	29,061	28,674	+387
郵便業務収益	13,159	12,637	+522
印紙受託業務収益	262	270	▲8
銀行及び保険受託手数料	3,952	4,146	▲194
交付金	3,207	3,030	+177
その他営業収益	8,482	8,591	▲109
営業費用	28,686	28,809	△124
人件費	19,493	19,633	△140
経費	9,193	9,176	+17
物件費	7,505	7,520	△15
その他経費	1,688	1,657	+31
営業利益	375	▲135	+511
経常利益	450	▲76	+526
特別利益	96	13	+82
特別損失	58	63	△5
税引前当期純利益	488	▲126	+614
法人税、住民税及び事業税	38	39	△1
当期純利益	450	▲165	+614

(注) 計数は四捨五入しているため合計は一致しない。

【参考】認可要請事項

- 1 持続的な収益の改善の観点から、令和6事業年度決算及び令和7事業年度中間決算を踏まえ、収益の具体的な改善策の進捗状況及び最新の収支見通しについて報告すること。
- 2 リアルな拠点を通じた公共の福祉への貢献といった公的役割を踏まえ、郵便局ネットワークを維持・強化するとともに、ユニバーサルサービスをあまねく全国で確実に提供すること。
- 3 利用者利便の一層の向上と持続的な収益の改善に向け、郵政事業の基盤であるユニバーサルサービスの確実な提供に加え、利便性・付加価値の高いサービスの開発・提供に取り組むとともに、事業全体のDXや保有不動産の活用等にも取り組むこと。
- 4 価格転嫁・取引適正化が社会全体で進められる中、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿って委託先企業との協議・相談に積極的に応じつつ、更なるコミュニケーションの深化を図る等、あらゆる取引の改善に取り組み、適正な条件での契約により業務を実施すること。また、社員の勤務環境の改善に努めること。
加えて、郵便・物流に関わる要員不足の問題に対応するため、現場の勤務環境に配慮しつつ、他の物流事業者との協業や適正な要員配置等により、郵便・物流サービスの確実な提供に支障が生じないように、体制の構築に取り組むこと。

【参考】認可要請事項

- 5 マイナンバーカードの普及・活用の促進等を含む行政サービス窓口としての役割を担うとともに、地域住民の生活にとって必要なサービス等を地域の実情やニーズにあわせて提供する等、郵便局ネットワークの更なる活用を進め、地方創生に貢献すること。
- 6 共通IDを用いたサービス連携等によるグループ内のデータ活用を進めるとともに、取得・保有するデータについて、個人情報の適切な取扱いやセキュリティの確保を前提としつつ、緊急時の情報提供等の公的分野等での新たな活用に向けた検討を行うこと。
- 7 ダイバーシティの推進に係る取組、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた環境問題への取組等を積極的に実施すること。
- 8 非公開金融情報の不適切な利用、点呼業務の実施不備の事案等が発生したことを踏まえ、グループ各社と連携した再発防止策の着実な実施等により、コンプライアンスの徹底を図り、国民及び利用者の信頼の確保に努めること。
- 9 サービスの再開や利用者への情報発信等、災害時や感染症発生時に係る対応を着実に実施するとともに、サイバーセキュリティ対策を適切に行う等により、グループ各社と連携して業務継続の確保を図ること。
- 10 国際郵便における輸送力の安定的な確保や税関当局との連携の維持・強化等を通じて、引き続き国際郵便の安定的かつ円滑な提供を図ること。